

荊楚歲時記の書誌學的研究（下）

守屋美都雄

一、はしがき

二、宗懷書の原名は荊楚記である

三、荊楚歲時記という名はいつどのようにして成立したか

四、宗懷書と杜公瞻注釋書とはいつまで並び存したか

五、宗懷書及び杜公瞻書の日本傳來について（以上前號）

六、荊楚歲時記は南宋末に散佚したか（以下本號）

六、荊楚歲時記は南宋末に散佚したか

のちに詳しく述べるように、今まで荊楚歲時記について論じた人は、すべて現行本を後世の輯本とし、原本はつとに散佚し去つたものと断する點で全く一致している。私は同じく荊楚歲時記の名でよばれる宗懷書と、杜公瞻注釋書二書のうち、宗懷書が恐らくは宋元の交に散佚したものと推定したのであるから、その限りにおいては前人の散佚説を支持する。しかし、杜公瞻書までもが、全く散佚してしまつたかどうかについては前人の説に容易に賛同しがたいものがある。

荊楚歲時記散佚説のうち、最も具體的にその散佚の時期まで示されたのは和田氏である。すなわち曰く
「南宋の朱鑑が陳元觀の歲時廣記に寄せた序の中に、

荊楚歲時之記善矣、惜乎失之拘也。秦唐歲時之所記多矣、惜乎未之備也。

と云つてゐるから、宋代の各書目に掲録された荊楚歲時記も、一方では、既に早く南宋末に散佚してしまつたのである。そのためでもあらう。近世の藏書目録に此の書の名の見えることは、宋代の書目に比して案外少い（和田氏）⁽¹⁾と。また曰く「荊楚歲時記の現行本はかなりの數がありながら、紺珠集及び類説所收本等の特殊なものを除けば、其等が皆、原本の宋代に散佚してしまつてから、後になつて、恐らくは明代頃に轉められた書であるから、不完全な點が多い（守屋）⁽²⁾と。要するに和田氏は荊楚歲時記（この場合氏は宗憲書か杜公瞻書かを明かにしておられないが、氏が宋代以後、宗憲書が存在したことなどにも言つておられないところから推して、ここでは専ら杜公瞻書を念頭においておられるものと考えられる）は、宋代に紺珠集・類説二書に抜き書きされたもの以外には、陳元靚の歲時廣記の成る以前に散佚してしまつたものと斷定されたのである。和田氏は歲時廣記に掲げられた朱鑑（孝宗紹熙元年—理宗寶祐六年、一一九〇—一二五八）の序が、南宋理宗の紹定（一二二八年）以前のものであることから、歲時廣記の成立を理宗のころに求められたが、この推定は穩當であろう。そうだとすると荊楚歲時記は十三世紀初頭には消滅してしまつたことになるのである。しかし私は、遺憾ながら、左の四つの理由から氏の説に反対せざるをえない。

第一には、氏の説自身の内部に論理の矛盾があると思う。氏は一方で南宋末にこの書が散佚したとしながら、また一方では近世の藏書目（稀ではあるが）この書の錄されてゐることを認めておられる⁽³⁾。ことに明の陳第の世善堂書目録卷下各家の時令類に見えるところの

荊楚歲時記四卷 宗憲

といふのを、その卷數の一致よりみて、郡齋讀書志（衢本）所録本と同系統のもので、従つて善本であつたかも知れないと

いう推論を出しておられるのは、どうしても南宋散佚説と相容れないものである。

第一に私は荊楚歲時記の名が直齋書錄解題の中に著録されている事實も和田氏の散佚説をゆるがす一理由になると思う。前述の如く書錄解題の著者陳振孫は福建の蒲田縣に任を奉じたとき、多くの書を蒐集したのである。陳氏の年譜は一向詳かでなく、たゞ四庫提要所引の厲鶚の宋詩紀事の條に、彼が理宗の端平中（一二三四年）浙西提舉となり、改めて嘉興府に知られたとあるのが知れるくらいであつて、その蒲田赴任の年代を明らかにすることはできない。しかしきりに蒲田赴任が端平以前であるとしても、それは歲時廣記朱鑑序の書かれた理宗の紹定年間（一二三八年）より著しく溯るものではなかつたであろう。そして陳氏が蒲田でせつかく集めた書物を、格別の理由なくして俄かに失つてしまふ筈もないから、陳氏は端平（一二三四六）以後においても、もちろんそれを所蔵し續けたとみるのが穩當である。そうだとすれば陳振孫は、歲時廣記の成る前後に於いて荊楚歲時記を入手し、歲時廣記の成つた時（紹定一二二八年一二三三年）よりのちまでそれをもち續けたと見るべきである。

第三に私は、歲時廣記の朱鑑の序の読みかたについて、和田氏に異論をさしはさみたい。氏が、

荊楚歲時之記善矣、惜乎失之拘也、秦唐歲時之所記多矣、惜乎未之備也

という文をどのように訓まれたかは詳かでないが、ともかくも「惜乎失之拘也」という一句を以て、荊楚歲時記の散佚と解せられたことはたしかである。しかし私はこの文は左のようによむべきであらうと思う。

荊楚歲時之所^(レ)記善矣、惜乎^(失)之^(ヲ)拘^(セ)也

秦唐歲時之所^(ス)記多矣、惜乎^(失)之^(ヲ)備^(セ)也

と。そして言うところは

荊楚歲時記は善いものだが、惜しいことに（荊楚といふことに）拘わりすぎ⁽¹⁾でいる。秦唐歲時の記（秦中歲時記・輦下歲時記か）は、記事は多いが、惜しいことにまんべんなく備わっていない

ということであろう。私の朱鑑序のよみ方に大過ないとすれば、荊楚歲時記南宋末散佚説は全く立論の根據を失うことになるであろう。朱鑑が荊楚歲時記を「備に失す」る本の中に數えていないこと、そして「之を拘に失す」といつて全體的特徴をつかんでいることを併せ考えるならば、朱鑑の序はむしろ、當時における荊楚歲時記の完存を物語つているといつて差支えないであろう。

第四に、もし荊楚歲時記が歲時廣記成立以前に散佚し去つていたとするならば、歲時廣記所收の荊楚歲時記の文は、悉く陳元靚が當時の類書・雜書等からこれを蒐めたものとしなければならぬ。しかし歲時廣記には今日残つている類書その他の文の中には全く見られない文章や、またかなり形の異つた文章を掲げておるのであつて、たとい宋代から今日までの間に幾多の古書が散佚したであろうことを考慮に入れるにしても、歲時廣記が荊楚歲時記の完本を見ずしてあれだけの文章を掲げえたとは私には殆んど考えられない。この理由は消極的であり、また一々例證をあげるのを省略したため、説得力が少いが、私が宋・元・明代の類書のほとんどすべてと、宋代の隨筆・雜書等⁽²⁾を相當多數見た上での推論として、南宋末散佚説への反対理由の一つに加えざるをえないものである。

註

1 和田氏前掲論文四一三—四頁。

2 同四二三頁。

3 靜嘉堂文庫本紺珠集目録には「荊川歲時記」と記し、卷五に歲時記十九條を摘錄している。なお「紺珠集」については四庫提要卷一二三

子部雜家類に詳しい解題がある。いまそこを見ると、「四庫所收の内府藏本には編輯者の名氏を著わしていないが、郡齋讀書志は、この書を朱勝非の撰とし、百家小説を編して十三卷としたといつており、今本と卷數も體例も一致するから、その點からすると、それが朱勝非の撰であることは疑いない。ところがこの書の首めのところに、左丞直郎全州灌陽縣(灌陽)令王宗哲が南宋高宗紹興丁巳七年(三七)中元日に撰した序がある。それによると

紺珠之集不_ア知_ラ起_ル自_ニ何代_一、試_ニ嘗_テ仰_イ觀_ニ乎天文_ヲ、俛察_ニ乎地理_ヲ、凡可_ミ以_テ致_ニ備用_ヲ者、雜_コ出_シ乎諸子百家之說_ヲ、枚分派別_{シテ}、原_レ始_テ要_レ終_テ、粲然靡_レ所_ニ不_レ載_ル、誠有_レ益_ニ於後學_ニ、……建陽公寺丞_ニ其_ノ是_ヲ大_ニ出_シ、鎮臨_リ汀_ニ、僕幸_ニ登_ク其門_ニ、一日出_{ヨシ}示_テ茲_ノ集_ヲ、俾_ニ校_ヨ勘訛_ヲ、將_テ命_レ工_ヲ鑄_シ、以_テ廣_シ其傳_ヲ、僕因得_ニ以_テ詳究_シ、而增_コ益_シ其_ノ未_シ能_シ所_ニ得_多矣、楊子不_レ云乎、士君子晦_ス斯_ノ光_ヲ、望斯_ノ通_ヒ、其_ノ是_ヲ之謂歟

とある(四庫提要の引用文は若干誤りがある。(のでいま静嘉堂所蔵本の序を掲げた)。つまり同書刊行に力のあつた王宗哲が、紺珠集の成立時代を知らないといつているのである。ところが宋史卷三六二の朱勝非の傳によると、勝非は紹興二年(三二)に、入つて相となり、退いてのち五年(三五)は湖州に知し、のち疾を以て引退し、廢居八年にして卒している。だから王宗哲が序をつくつた紹興七年(三七)には、故との相として里居していたわけである。このように朱勝非と王宗哲とが同時代の人であることを考えると、この書が朱勝非の手によつて書かれたとした場合、その校刊をした人が、朱勝非の名を知らない筈はない。これは情理において全く疑うべき話である。或いは晁公武の記する所に誤りがあるのかも知れないが、いまだそれを知りえない」と書かれている。このように四庫提要是、紺珠集の成立について疑いをさはしながら、それについての断案を下しかねてゐる。ところが鄧亭知見傳本子部一〇雜家類雜纂之屬にいたつては、「或題_{ハス}宋朱勝非_者、誤也」と断案を下してゐる。しかし紺珠集朱勝非撰述説は單に郡齋讀書志のみに見えるのではなく同じく南宋の陳振孫の直齋讀書錄解題卷一一小説家類にも

紺珠集十二卷

朱勝非_ス諸家傳記小説_ヲ視_ニ曾_ハ體_類說_一爲_レ略

といひ、卷六時令類に

荊楚歲時記一卷

荊楚歲時記の書誌學的研究(下)

守屋

唐膳部郎中趙郡李綽撰、……按朱藏。紺珠集、曾端伯類說載此書、……

といつてある。晁・陳兩氏は自身の藏書について一々解題をつくった人であるから、その説を簡単に否定することもできない。かくて紺珠集の撰者が朱勝非その人であるかどうかをきめること、ひいては紺珠集の成立年代を決定することは極めて困難な問題といわざるえない。私はこの點について決定的な断案を下すだけの根據をもち合せていないが、甚だ遠廻しの方法によつて一つの推論を提出してみようと思う。

清の吳壽暘に拜經樓藏書題跋記という書がある。これは壽暘が、その父たる拜經樓主人吳騫（字槎客・又斐里・號兔床・嘉慶一八年（一八二三）年八十一）の遺書をよく守り、其の題跋を鈔錄し、解題を自撰して作つたものである（長澤氏「支那書籍解題一書」。さてこの題跋記卷四を見ると、拜經樓舊藏紺珠集に對して耕崖先生周廣業が附した跋が掲げられている。曰く（本による）。

紺珠集

右鈔本十三卷、龔氏玉壘璫閣舊藏、有田居校及江聲借閱題記。周耕崖先生曾從先君子（其齋の）借得、跋云、歲甲辰、客都門、分校續寫、四庫書中、有紺珠集十三卷、原本字句錯誤不可可讀、爲校正、二千余字、重寫送館、別錄爲四冊藏之、王疎雨時爲吉士、見而借鈔、其前三冊已歸、會其改刑曹、後一冊久未鈔竟、丁未秋將南旋、屢未得念、是書流傳甚少、不欲令棄前功、而行篋所、有非足本、攢歸亦無用、乃以前三冊併付之、其郎慶高曾從予遊、屬鈔訖寄還、閱今八載、杳不通信、每念及、未嘗不悽然也、去夏鬼床七兄、出此見示、欣然如遇故人、有橫河龔氏玉壘璫閣珍藏圖記、又有龔稼郵秘笈之印、校者爲田居、爲江聲、兔牀云、稼郵、田居皆錢塘、龔衡園先生、號自號、玉壘璫本宋花石綱故物、今尚在橫河姚氏宅、江聲則金觀察、志別字、衡園友也、其本亦不免訛字、然視原本則善矣、其異者、彼前題朱勝非撰、而此無明文、又多天順間賀榮二後序耳……（下略）乾隆六十年乙卯七月十八日、耕崖周廣業書

さて周廣業の跋（乾隆六〇五年）の大意をとれればこうである。「廣業自身、甲辰の歳（一七八四年）、都において書寫校訂した紺珠集をもつていたが」と。

庶吉士(來の官位)王疎兩に貸したきり戻つて來ないのでそれを大變遺憾に思つてゐた。

ところが廣業は、たまたま呉鷺(兎床七兄)所藏の紺珠集を、乾隆五九年(1774年)に見せてもらつて非常に嬉しく思つた。

呉鷺の拜經樓本紺珠集十三卷は、前に『橫河龔氏玉璽璫閣珍藏圖記』『龔穆邸秘笈之印』があり、校者は田居と江聲とである。呉鷺の説明によれば、『龔穆邸・田居は皆錢塘の人であり、龔翹麟先生とは龔穆邸翔麟の自號である。玉璽璫とは宋の花石綱の故物(後段に詳説する)であつて今なお横河(鶴城)の姚氏の宅にそれが残つてゐる。江聲とは觀察使金志章の別字であつて、この人は龔翹麟の友人である』とのことである。

周廣業の見るところでは、この本も大分訛字があるが、廣業がかつて書寫した原本よりはよほど善いようである。原本には朱勝非撰とあるが、拜經樓本ではなく、その代りに天順の間(明季)の賀榮二の後序が余分についている」と。

要するに周廣業がこの跋を書いた一七九五年現在において、紺珠集には

(1)周廣業書寫本の原本。それには朱勝非撰と題してある。

(2)呉鷺所藏、舊橫河龔氏玉璽璫閣本。それには朱勝非撰と書かれていない。天順年間〔清嘉慶代の續本朱勝非の續本目「結一處本目」十三卷前五本不著集名姓明天順四年刊本季凌雲稿著と録すから四五〇のことである〕の賀榮二の後序あり。

の二つの系統があつたこととなる。

ところで横河の龔氏については、呉鷺自身も若干説明を加えているが、浙江通志卷一七八人物六文苑一に引かれてゐる沈名蓀の龔翹麟傳に

字天石、更字衡圃、光祿寺卿佳育子、以副榜補兵部主事、督理京倉、榷粵關海稅、改監察御史、巡視西城、察錢局、歷掌浙江山陝西諸道、既而罷歸、翔麟賞官有幹質、居臺中、號敢言、不避權貴、而尤以文學名、……

とあるのによつてその閥歴を知ることができる。そして四提庫要卷一八五集部別集類「江聲草堂詩集八卷」の條に、龔翹麟の友人たる江聲即ち金志章を、雍正癸卯(1723年)の舉人と記してゐるのを参照すれば、龔氏もまた十八世紀前半ごろであろう。

それはさて置き、紺珠集の成立年代に關連して注目されるのは、龔氏が紺珠集に「玉璽璫閣珍藏圖記」と誌したことであり、そしてま

た玉璽璫が、もと宋の花石綱の故物だといわれていることである。いつたい花石綱とは、宋史卷四七〇朱勔傳に
 徽宗頗垂意花石^(一)（蔡京調勸語）其父密取ノ漸中珍異以進初致^(二)黃楊三本^(三)帝嘉之、後歲歲增加、然歲率不遇再三貢、貢物裁
 五七品^(四)至政和中^(五)（一一七）始極盛、舳艤相^(六)衡子淮汴^(七)號花石綱^(八)……勸搖^(九)至防禦使^(十)縣官經常以^(十一)爲奉所^(十二)貢物^(十三)豪奪漁^(十四)取^(十五)
 於民^(十六)毛髮不^(十七)少^(十八)償^(十九)士民家^(二十)一石一木、稍抵^(二十一)罰^(二十二)即領^(二十三)健卒^(二十四)直入^(二十五)其家^(二十六)用^(二十七)黃封^(二十八)表識、夫^(二十九)即取^(三十)使^(三十一)護視之、微不^(三十二)詳^(三十三)即被^(三十四)以^(三十五)大不恭^(三十六)罪^(三十七)……

とあるのによつて知られるように、北宋末江南の珍石奇木の類をいうのである。いま龔氏がその珍石の一つである玉璽璫を以て、自分の書閣の名としたのは、おそらくはその書閣の中に、花石綱時代（北宋末）の書が多く藏せられていることを誇るためではなかつたろうか。
 さきに掲げた王宗哲の序によれば、南宋高宗紹興七年（一一七）において、紺珠集はすでに、編纂の年次を詳かにしないといわれている。これによつても紺珠集が王宗哲よりもと古い時代に作られたことが想像されるが、いま清の龔翔麟が、紺珠集に玉璽璫珍藏圖記と誌したことを思い合せるならば、我々はこの書の成立を、北宋の末期まで溯らせてみることができるのではないか。

以上を総合すれば結論はおのづから次のようになるであろう。

①紺珠集は北宋徽宗朝以前に成立していた。

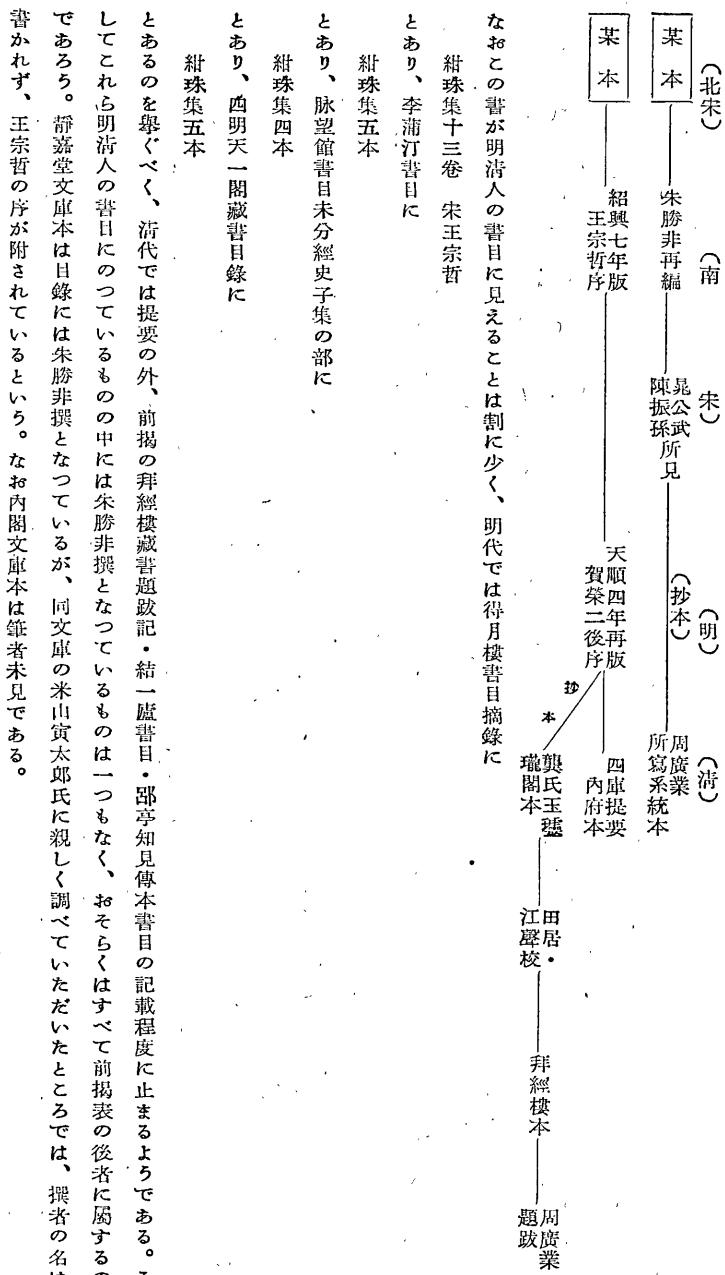
②しかしその撰者が誰であるかは詳かでない。一書に撰者と題されている朱勝非は北宋崇寧二年（一一〇三）上舍登第し、靖康元年（一一二六）東道副總管となり、北宋に仕えていた人であるから、年代の上からは彼が撰者であつてもおかしくはないが、しかし、彼を撰者と認める

とすると、王宗哲の序との間に矛盾が生ずるので避けることができないから、やはりこの人を撰者とするのは無理である。
 ③南宋・北宋の交に、紺珠集はおそらく希観の書となつてしまつた。そこで王宗哲は、前掲北宋の書をもととし、詹寺丞に命じて校勘せしめ、鏤版公刊をはかつた。それにはもちろん王宗哲の紹興七年（一一七）の序がついている。

④王宗哲とは別に、朱勝非もこの書の流傳少きを憂え、自ら一本を書寫したのであろう。それがのちに晁公武・陳振孫に藏されて朱勝非撰と誤まり傳えられるにいたつたものと思われる。

(4)要するに紺珠集は北宋末以前に成つた本で、これを朱勝非撰とするのは誤まりであろう。

（左に紹介集の系統を整理して圖示してみよう）



とあるのを舉ぐべく、清代では提要の外、前掲の拜經樓藏書題跋記・結一廬書目・邵亭知見傳本目との記載程度に止まるようである。そしてこれら明清人の書目につているものの中には朱勝非撰となつてゐるものは一つもなく、おそらくはすべて前掲表の後者に屬するのである。靜嘉堂文庫本は目録には朱勝非撰となつてゐるが、同文庫の米山寅太郎氏に親しく調べていただいたところでは、撰者の名は書かれて、王宗哲の序が附されているという。なお内閣文庫本は筆者未見である。

紺珠集五本

とあり、西明天一閣藏書目録に

續珠集四本

とあり、臘月節書目未分類史子集の音に

細珠集五本

とあり。李蒲汀書目に

續珠集十三卷 宋王宗哲

なれどこの書が明清人の書目に見えることは實に少く
明代では得月樓書目摘錄に

本
瓏閣本
龔氏玉壁
江聲校
拜經樓本
周廣業
題跋

4

類説。四庫提要卷一二三子部雜家類によると、この書は南宋晉江人曾慥字端伯の撰である。慥は官は尚書郎直寶文閣に至り祠を奉じて家居し、遷述甚だ多かつたというが、類説はその銀峯（不詳）に假寓していたとき作る所で、紹興六年（三六）に成つたといふ。この書は漢以來の百家小説を摘録したもので、初め麻沙書房より刊行され、その版失ののち、寶慶丙戌（一二九二年）に建安の守葉時によつて重刻され、のちそれも失われて明人の重刻するところとなつたといふ。

次に提要の説明の中で若干問題となる點を掲げてみよう。第一に直齋書錄解題卷一小説家類には「太府卿溫陵曾慥端伯撰」とあつて曾慥の身分と出身地が異つてゐる。これはいづれが正しいか判定しがたい。第二に提要は麻沙書房より最初刊行された年次を明かにしていないが、鄧亭知見傳本子部雜家類雜纂之屬の條をみると、

宋刊小字本紹興庚申（南宋淳祐）一四〇、麻沙書市刊、不分卷、頁二十行、行十六字

とあつて、成書のうち四年目であることがわかる。第三に提要是宋版が次々に失われてしまつたと書いてゐるが、鄧亭知見傳本によると、昭文張氏が前掲の如き麻沙書市刊本不分卷と、それをもととした秦酉巖の舊抄本五十卷とを有してゐたと見えてゐるから、清代にもなお宋の初版本が残つていたことがわかる。なお汲古閣珍藏秘本書目によると「宋版類説眞本首冊」とみえ、類説の卷頭の一部が明末毛晉の汲古閣に收められていたことが知られるし、また黃丕烈の百宋一廬書錄（三五八一八）によると、黃氏が毛晉のこの書を入手したこととも知られる。要するに提要が宋版の亡失を説いてゐるのはやゝ速断であろう。第四に明刊本についても提要是詳しくふれていないが、知見傳本によると「明有刪刊本、題宋溫陵曾慥編、新野馬之奇參閱、山陽丘鑑秀訂正類説」ということになつてゐる。

なお類説の卷数が諸本によつて相異することは、和田氏が詳しくのべられたが（前掲文四三一頁註14）、氏の説を補足しながらその相異を示すと（マルをつけたのは和田氏紹介）、

(A) 五十卷本

宋志・書錄解題・萬卷堂書目（明・朱曉楨編卷三小説家の條。曾公類記。五十卷）・得月樓書目（明・李如一編）・季滄葦藏書目（清・季振宜編雜部。五十卷卅本と記す）・帶經堂書目（清・陳樹杓編卷三雜家類。本書收載本は、前掲季滄葦所藏の明鈔本である）・結一

蘆書目（清・朱學勤編卷三雜纂。重刊校正類說五十卷計十本・曾慥編、明人精鈔本・玉蘭堂藏書とあり）・靜嘉堂本重校類說

(B) 五十六卷本

衛本讀書志

(C) 六十卷本

袁本讀書志・提要本（兩江總督採進本）・邵亭知見傳本（明刊本）・內閣文庫本、

(D) 六十二卷本

述古堂藏書目（清・錢曾編・卷二類書類六十二卷十本とす）・也是園藏書目（清・錢曾編卷五類家）

以上を以て類說についての解説を終るが、この書の卷五に荊楚歲時記十五條が摘錄されている。そして靜嘉堂本では標題が荊楚歲時錄となつてゐる。

註1 參照。

和田氏前掲文四一三四頁。

7 歲時廣記の成立年代については和田氏の考證が極めて詳密である。氏は「著者陳元靚は大體理宗時代頃の人で、歲時廣記の成立も、理宗初年或は其の前後のことと考えられる」としておられる（前掲文四三二頁註28）。

8 9 私は朱鑑の序のこの部分は對文であると考えるので、(8)においては「所」の字を補い、(9)においては「未」字を「失」字の誤りと解した。

10 この文の解讀については、森三樹三郎氏の御教示をえた。記して謝意を表する。

11 それらの文献に見える佚文は別稿資料篇（大阪大學文學部紀要第三輯）において紹介する。

七、陶斑說郛系統本荊楚歲時記は類書からの輯抄本か

荊楚歲時記散佚の時期を最も具體的に示した和田氏の説に反対した私は、當然次の課題として現行の荊楚歲時記が果して

輯本であるかどうかを検討しなければならない。

現行の荊楚歲時記はかなり多くの種類があるが、北宋某氏撰紺珠集本（十九條）・南宋曾慥類說本（十五條）・明陶宗儀撰說郛本（八條）等の節錄本を別とすれば、究極のところ明の陶珽の說郛本系統と、明の陳繼儒の寶顏堂廣秘笈本との二つの系統のいづれかに屬することとなる。なお右とは別に清の陳運溶は、陶珽本系統の漢魏叢書本をみて、その文を逸するところ甚だ多く、殆んど輯錄して成つたものであると断じ、自ら唐宋の類書の中の佚文をあつめて一本を作つてゐる。この書は、それを收錄している叢書名にしたがつて麓山精舍叢書本と稱せらるべきであるが、これは初めから輯本であることがわかりきつてゐるから、當面の對象にはならない。そこで以下には陶珽說郛本と寶顏堂廣秘笈本の二つの系統について、それらが後人の輯本であるかどうかを確かめることとする。

すでに述べたように、これまで荊楚歲時記を論ずる人は誰しも現行本二系統が輯本であることを信じて疑つていない。そのうちでも、その理由を明示しているのは余嘉錫氏であつて、氏は

- (+) 現行本が玉燭寶典所引の荊楚歲時記を本文として引かずに注の中に引いていること
- (+) 御覽はこの書を引くのに大字と小字と分けており、大字は本文、小字は注と思われるが、現行本ではその混淆が甚しいこと。

(+) 寶典・歲華紀麗・大觀本草・爾雅翼等には現行本に見當らぬ記事が多く、唐宋人の書を徧く検すればもつと多くの記事を拾えるであろう。

という三つの理由から、「蓋し此の書の原本久しく亡われ、今本は乃ち明人が類書中より輯出したるなり、而も檢閱、未だ周ねからず、罅漏百出ず」といつてゐる。そして和田氏は余氏の説を殆んど無條件的に受けつがれ、また新美氏も「現在見

うる荊楚歲時記並びにその注……は實は初學記・太平御覽からの輯抄本であることは歴然たるもの⁽⁴⁾があるといつておられる。ではこれら諸先學の現行本輯本說(新美氏を除き)は果してそのまゝ承認さるべきものであろうか。

最初に陶珽說郛本(以下說郛本と略稱)をみてゆこう。この書は明の何允中の七十六種漢魏叢書や清の王謨の八十六種漢魏叢書にもそのまゝ收錄され、また和刻本の底本にもなつたもので、われわれにとつて最も親しいテキストである。ところで渡邊幸三氏はかつてその勞作「說郛考」の中で、陶珽の說郛編纂の態度について、明初に陶宗儀が作った舊說郛との關係を考えながら次のように論ぜられた。

(1) 陶珽の當時、傳本無き書少くとも陶珽のは原則としては舊說郛より轉載、或いは節錄し、
(2) 變則としては、舊說郛本を首に轉載し、次に類書等により、佚文を輯錄補足し、

(3) 陶珽の當時、傳本の存する書少くとも陶珽のは必ず其傳本より節錄轉載し、舊說郛本には依據しないと言ひ得るのであると(1)(2)(3)の區分は守⁽⁵⁾。渡邊氏のこの論は、新舊兩說郛に重見する書、五百四十五種を一々比較した結果えられたものであり、荊楚歲時記も當然五百四十五種の中に含まれるのであるから、すこぶる傾聽に價するものであるとせねばならぬ。では陶珽本荊楚歲時記は右の(1)(2)(3)のどの場合に相當するのであらうか。

陶珽本荊楚歲時記が、陶宗儀舊說郛本の丸寫しでないことは、記事の分量からいつても、文章の相異からいつても、一目瞭然たるものがある。したがつて(3)の場合にはむろん當てはまらない。

そうだとすれば陶珽本荊楚歲時記は、陶珽が說郛を作つた時(それは萬曆三十一年⁽⁶⁾六三以前)にすでに行なわれていた傳したがつて(2)の場合にも當てはまらないのである。

本より節錄轉載するといふの場合でしかないということになる。要するに陶珽說郛本荊楚歲時記は、陶珽その人が類書等から轉錄したのではなく、その前から存在した傳本にもとづいたものに違いない。そこで陶珽說郛本荊楚歲時記の究明ということは、とりもなおさず、陶珽がそれから節錄轉載した當時の傳本（の一種）を検討することを意味するのである。

それではこの傳本（以下これをα本とよぶ）は果して類書からの轉抄本であつたらうか。私はその考案に賛することはできない。私はα本の性格を正しくとらえるためには、まず說郛本と寶顏堂秘笈本（以下秘笈本と略稱する）とを比較する必要があると思う。（α本の現物が存在しない今日では、說郛本をもつてα本に更えるより致しかたがない）。

さて兩書を見較べて先づ氣がつくことは、兩書の記事の配列順序が酷似しているということである。もつとも說郛本の記事は三十六條であり、秘笈本は四十九條であるから說郛本の方に缺けている箇條があるのはやむをえないが、これは說郛本がα本を節錄したためであつて、おそらく說郛本の典據としたα本には秘笈本に近い數の文章がもり込まれていたであろう。ともかくも說郛本（ないしはα本）が、秘笈本と何等かの關係をもつてゐるであろうことは、記事配列順序の酷似することから予想されるのである。そこで更に說郛本の内容に立ち入つて、秘笈本との關係を考えてみると、說郛本（ないしはα本）の編纂態度は次の通りであることが知られる。

（↑秘笈本のそのままを轉載すること。

（例えば寒食節施鈎之戯の注の

按施鈎之戯、求諸外典未有前事、公輸子遊楚爲舟戰、其退則鈎之、進則強之、名曰鈎強……
の如きは、私の知りうる限りでは類書・雜書に出典がなく、秘笈系統本よりとつたもの「多少の字句の改變はあるが」としか考えられない。）

(乙) 秘笈本を節錄すること。

(例) 秘笈本に

(A) 十月朔日黍臘、俗謂之秦之歲首

(B) 未詳黍臘之義、今北人此日設麻羹豆飯、當爲其始熟嘗新耳

(C) 禮衡別傳云、十月朝黃祖在艦船上、會設黍臘是也

(D) 又天氣和暖似春、故曰小春

という文がある。この中で(A)(B)は共に御覽卷八四二に見えるが、御覽では(A)(B)の間に本文と注の區別を設けていない。(C)は秘笈本獨得の記事である。(D)は事林廣記甲集卷四に同文があるが、要するに、全體としてこれも秘笈本獨得の文章であると思う。さて說郛本の同條をみると、(A)を本文とし、(B)を注としており、秘笈本にしかない(C)を引用しているから、全體として秘笈系統本を引いたことは疑いないが、最後の(D)は全く掲げていない。これは說郛本が秘笈系統本を節錄した好例である。)

(丙) 秘笈本と類書の文を連結すること。

(例) 說郛本三月三日の條をみると

(A) 三月三日、士民並出江渚池沼間、爲流杯曲水之飲

(B) 按續齊諧記、晉武帝問尚書摯虞曰、三月三日曲水其義何指……

(C) 按韓詩云、唯潔與清方洹洹……

(D) 周禮、女巫、歲時祓除……

(E) 周處吳徵注吳地記、則又引、郭虞三女……

とある。右のうち(A)(B)はまさしく初學記卷四からの引用である。(C)は細素雜記四所引の荊楚歲時記にも見えるが、細素雜記にはたゞ「詩」としか書いてないのを秘笈本が「韓詩」としているところからみると、細素雜記からの轉引ではなく、やはり秘笈本獨得の記事と思われる。(D)(E)にいたつては全く類書その他に出典を見出すことができない。したがつて説郛本のこの條は、前半を類書よりとり、後半を秘笈本よりとつて連結させた例である。)

④ 秘笈本に關けた記事を類書によつて補うこと。

(例) 正月夜の鬼車鳥の記事を御覽卷一九によつて補つてある。但し説郛本は鬼車鳥の別名「天帝女」を「天地女」と書いている。しかしこれは政和證類大觀本草卷一九・御覽卷九二七等がみな「天帝少女」と書いているところから推して、説郛本の誤記というべきであり、説郛本が、御覽以外の史料によつたというわけではあるまい。)

⑤ 秘笈本と類書とを照らし合せて、長短相補わしめること。

(この例は極めて多いので、ここには省略する)

以上の分析を通じて説郛本が秘笈本と極めて深い關係をもつてゐることは自ら明らかになつたと思う。そこで説郛本の性格について私は次の結論を下したい。「初め荊楚歲時記には秘笈系統本しかなかつた(私はこの本を敢えて秘笈本とよばず、秘笈系統本)といふ。それは後述するように少くとも明の洪武三年以前に、現在の秘笈本よりもとよい本があつて、秘笈本はそれからの轉寫本と思われるからである。私はこの秘笈系統の善本をB本と名づける)。ところが、この系統本(B本)はかなり混亂があり、他書の文の混入などもあつたので、何人かで、その誤まりを正そうと考えて、唐宋の類書に殘る佚文をさぐり、或いはB本と類書の文を連結し、或いはB本の字句を校訂し、或いはB本の不足を補い(例。鬼車鳥の一條)、或

いは β 本の中に混入した他書の文を削り（例。秘笈本正月晦日送窮の條に金谷園記の引用があるが、説郛本にはそれが削られている）、新しい校訂本をつくつた。かくして出来たのが α 本であり、さらにそれを節錄したのが陶珽説郛本である」と。
このように私は β 本と説郛本との中間に α 本の存在を想定するのであるが、それでは α 本ができたのはいつごろであろうか。現在の私には、これを明確につきとめる手がかりはないが、強いてその時代を推定するとすればそれは明代であつたろう。何となれば陶珽説郛本をみると、最初の山躁の悪鬼のところに

韓案御覽、引作山趙。

とある。そして陳運溶氏の言によると、明版の御覽には山趙となつてゐるという。してみると韓といふ人も、おそらく明人であろう。非常に大膽な推定になるが、かりに α 本の作者をこの韓氏に擬してみるならば、 α 本の成立は一應明代と推定されてくるのである。

右のように説郛本（ひいては α 本）が、寶顏堂秘笈系統の β 本と切りはなせない關係にあることが認められるとすれば、われわれは進んで秘笈本（ひいては β 本）との對決を迫られることになるのである。そのことは次章に論ずることとするが、これまでのべた限りでも説郛本が類書の寄せ集めであるという判断が、いかに早計であるかが明らかになつたと思う。

註

- 1 現行本荊楚歲時記諸本の解説は和田氏前掲文四一五—四二二頁に詳しい。

- 2 陶宗儀説郛については次章にのべる。

- 3 陳運溶は善化（延）の人。その序によると、「荊楚歲時記が完本でないことは四庫提要にもいわれているし、自分もまた御覽から今本にない佚文八條を探している。これによれば此の記は逸する所甚多く、今の流傳の本は、殆んど亦轉錄して成つたものと思われる。自分は提要本を見てないが、世間に流布しているのは漢魏叢書本だけである。：いまこれを各類書の引く所と互校すると、稍々字句を異にする

所があるから、いま類聚・初學記・御覽三書からこの記を採輯した。だが『三月三日の龍舌糸』・『夏至の糸』・『七月七日の兩星聚會』・『十二月八日の籠祭』等の四條は右の各書に出現を見出せなかつた。しかし、その外のところは、原書の體例に依り、縷析條分して、詳しく述べて記載した。

そして自分は荊楚歲時記をよむ人をして、互いに相勘校せしめ、流布本が廬山の眞面（原本の眞の姿を指す）を傳えたものでないことを知つて、前人に欺かれないようさせたい」といつている。因みに陳氏序は光緒二十六年（即庚子秋八月に書かれている。

この書については、和田氏は「類書からの輯め方は未だ不完全なやうで、太平御覽に於て殊に脱漏が多い」（前掲論文四二一頁）と評せられたが、全く同感である。私は（一）この書が類書検索の範囲を上記三書に限つた點。（二）三書に對する検索も不十分である點——現に陳氏が發見しえなかつた糸の記事は御覽卷九六二竹部に見える。（三）類書の中に荊楚歲時記として引かれてないものを勝手にそら抜つてある點。

（四）出典の記載に書名・卷數の誤まりの少くない點、などから考へて、陳氏轉本を高く評價することができない。序で乍ら陳氏本利用者のために書名・卷數の誤りを正しておく。

頁	事項	誤	正
一 四 A B	元日爆竹等	御覽卷三十九	二十九
六 A	桃神	〃 三十四。	三十三。
鬼車鳥	標題脫漏		
十一 B	參照	御覽卷四十二	八百四十二
閏月			
十三 B	初學記卷十七	御覽卷十七	

新美氏「玉燭寶典について」東方學報京都一三ノ三・昭和一八年（西暦一九三〇年）はこの論文で荊楚歲時記を正面の研究對象とされたのではないが、現行本荊楚歲時記の注の中に玉燭寶典が引かれている事實を以て、直ちに杜公瞻が玉燭寶典の最初の利用者であると斷定してはいけないという見解を出されるについて、現行本荊楚歲時記が信憑性のないものとしてこのよきな轉抄本説を出されたのである。

5 渡邊幸三氏「説郛考」(東方學報京都第九冊昭和十三年三八十月)第四章第四節「陶珽の説郛編纂の態度」二四五—二五四頁。

6 同右第四章第三節「陶珽の説郛編纂時」二四四一五頁。

八、寶顏堂秘笈系統本荊楚歲時記は宋代からの傳本である

荊楚歲時記説郛本の性格を検討した結果、われわれは、あのづから寶顏堂秘笈系統本(β本)の性格を考えねばならぬ段階に到達した。といつてもβ本そのものが残存していない現在では、一應β本の中の一系統である秘笈本を研究対象としてとりあけるより外はないのである。

秘笈本(ひいてはβ本)に対する私の結論をさきに示すならば、私はそれは明代あたりの輯本ではなくて、たとい不完全な形⁽¹⁾ではあつても宋代から引續いて傳わつてきた一系統であると考える。では私がこれまでの研究者がこぞつて唱えてきた輯本説に對して、何故に、このような大膽な反対意見を提出するのか、その理由を列舉してみよう。

（）まづ秘笈本が輯抄本だといなならば、一應自分が輯本の撰者になつたつもりで、いろいろの類書等から佚文を拾つてみて、果していまの秘笈本のような形の本を作れるかどうか試みてみる必要がある。これを言いかえるならば、秘笈本の全條の出所が類書その他の文献の中につきとめられるかどうかをためしてみる必要があると思う。ところが秘笈本の中にはどうしても出典のつきとめられない文章が見えてくるのである。たとえば寒食の條に

寒食挑菜

按、如今人春日生菜

とあるが、その出典は不明である。また五月の競渡の條に

荊楚歲時記の書誌學的研究(下) 守屋

邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君、逆瀟而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也。

とあるが、その出典もつきとめられない。秘笈本の中にはこのように秘笈本獨得の記事が少くないのであるが、そのことはこの書が類書の佚文の寄せ集めであるという考え方を根底から搖がすものであろう。

(2) 次に秘笈本所掲の文章の中の一部に、どうしても出典のつきとめられない字句が出てくるのも秘笈本の獨創性を示していると思う。たとえば正月七日の條の本文に

正月七日爲人日……[○]登高賦詩

とあるが、管見の及ぶ限り「登高賦詩」の四字の出典は不明である。いま御覽卷三〇をみると、そこには小字割注の形で、登高賦詩の故事が書いてあり、元來荊楚歲時記の本文に「登高賦詩」というような句があるのが當然のように思われる。だから秘笈本のこの四字は、秘笈本の古さを示していると私は思う。さらに若干の例を引こう。秘笈本元日の條の注に

(A) 周處風土記曰、元日造五辛盤、正月元日五薰鍊形、注五辛所以發五藏之氣、(B) 卽大蒜小蒜薑茱萸雲苔胡荽是也とあるが、この中で(A)の部分は御覽卷一九所引の風土記の文と殆んど一致するが、(B)の部分は出典不明である。これは秘笈本獨得の文である。次に人日の條の注に

(A) 郭緣生述征記云、魏東平王翕、七日登壽張縣安仁山、鑿山頂爲會望處、刻銘於壁、文字猶在、(B) 銘云正月七日、厥日爲人、策我良駒、陟彼安仁……

とある。この記事に最も近いのは御覽卷三〇の記事であるが、御覽は右の(A)の部で東平王翕の翕の名を逸し、(B)の部では詩の文を割愛して「所載名辭即此處」としている。思うに秘笈本が(A)の部に翕の名を錄しているのは、やはり秘笈本の獨創性を物語つておるのであろう。次に(B)の部に一番近い記事としては、私は北宋哲宗紹聖(一〇九四—)以後の

學士黃朝英の細素雜記卷四に

：又案宗懷荊楚歲時記云、正月七日……唯魏東平王倉爲安仁峯銘云、正月元七、厥日惟人、乘我良駟、陟彼安仁……

とあるのを知るのみである。しかし、明人が果して細素雜記にまで佚文輯集の手を伸ばしたとは一寸考究にくいし、またかなりにその人が細素雜記を見たとしても、それならばなぜ東平王の名を倉と書かないで翕と改めたかが問題になる。私は秘笈本が細素雜記と似た文を收めているということは、むしろそれが宋代の姿を保存している證據になると考えたい。

(B) 秘笈本宋本の第三の理由として、私はその中に他書では明記されてない文献の名を錄している事實をあげたい。その一つの例としては、秘笈本元日の條の注に

(A) 食○醫○心○鏡○曰、食○五○辛○以○辟○腐○氣○……

(B) 又○天○醫○方○序○云、江夏劉次卿見○鬼○……

という文章がある。元日のことを最も詳しく述べた類書の文としては御覽卷二九をあぐべきであるが、(A)の食醫心鏡の記事は全然見當らず、また(B)の江夏の劉次卿のことも、「又方、江夏劉次卿受彈鬼丸」などと記しているだけである。このような書物の名を明人が何等の典據なくして記載できる筈はないと思う。

さらに前章にも述べたが、秘笈本三月三日の條に

按韓詩云、唯潔與○清○方○淳○淳○……

とある。ところがこれに對應する記事としては細素雜記卷四曲水の條に

荊楚歲時記云、案詩曰、潔與○清○方○渙○渙○……

とあるのが殆んど唯一であり、しかもそこには詩とあつて韓詩とは書いてない。故に韓詩という書名も、秘笈本獨得の記載といふべきである。

④ 次に秘笈本の記事は、類書等の關係記事に較べて概して詳密である。手近いところで、いま例にとつた江夏の劉次卿の彈鬼丸の話を見てみると、秘笈本は

江夏劉次卿見レ鬼、以ニ正旦ニ至レ市、見ニ一書生入レ市、衆鬼悉避、劉問ニ書生曰、子有何術、以至ニ於此、書生言、我本無術、出之日、家師以ニ丸薬、絳囊裏之、令ニ以繫臂防惡氣耳、於是劉就ニ書生借具ニ藥、至ト所ニ見ニ諸鬼ニ處、諸鬼悉走、所ヨ以世俗行レ之、其方用ニ武都雄黃丹散ニ兩、蠟和、令ニ調如ニ彈丸、正月旦、令ニ男左女右帶レ之

とあるが、御覽では

江夏劉次卿受ニ彈鬼丸、方、武都雄黃丹沙ニ兩五物合擣洋五兩、蠟和、令ニ調如ニ彈丸、正月旦、令ニ男左女右帶

とあるだけである。これは初めに荊楚歲時記に秘笈本所掲のような文章があつたのを、御覽が節錄したとみるべきであろう。このようすに秘笈本の方が類書より詳密であることも、その傳來の古さを示すものと思う。(なお秘笈本に見える江夏の劉次卿の彈鬼丸の故事は玉燭寶典卷一の中に見える文とほど一致する。しかし、玉燭寶典は明代に存してはいたが、信用できる書目ではわづかに陳第の世善堂書目に著録されているだけで、一般には希覩の書であつたろうから、この書を用いて輯本をつくることは容易に考えにくい。また明人が輯本をつくるのに寶典を用いていたとしたら、當然寶典二月の社日竹占のことや、行城新花のことや、六月冰鑑のことなどについての荊楚記の記事が秘笈本の中に引かれねばならないのに、それらが見えないのでおかしいことといわねばならぬ。かりに一步を譲つて、明人が寶典を見て輯本をつくつたとしても、前掲の彈鬼丸の話は、寶典では大醫方序(⁴ 緯經閣本には天醫方序とはなつておらない)の文ということになつてゐる。それを何の理由もなしに荊楚歲時記中の

一文として輯錄することは、一寸考えられないことではないかと思う。

(4) 次に秘笈本は、類書の中にある他書の文を荊楚歲時記の文として掲げていることが非常に多い。たとえば秘笈本元日の條の注に

應○劭○風○俗○通○曰○黃帝書稱○上古之時○有○神茶○鬱壘○兄弟二人○住○度朔山下○桃樹下○簡○百鬼○鬼妄○搣○人○援○葦索○畫○虎于門○效○前事○也

という文がある。そしてこの文に最も近いのは御覽卷九六七に見える風俗通である(卷三三にも見えるが、そこには黄帝書の名が見えてない)。秘笈本が輯抄本であるという限り、この一條は御覽の風俗通を引いたと解するより外はないが、それでは輯本の撰者はいつたい何を根據として、この風俗通の文が荊楚歲時記の一部となるのであると判断したのであろうか。同様の疑問は前項の江夏の劉次卿の彈鬼丸の場合にも起つたわけであるが、これは秘笈本が明代の輯抄本であるという説を撤回して、秘笈本が舊本の姿をそのまま傳えたものと考えれば、一舉に解決してしまうと思う。

(5) 次に右とよく似たことであるが、秘笈本には、明らかに他書の文を引いたと思われるところにおいて、その書の名を逸している場合がある。たとえば御覽卷一二三の

董○勛○問○禮○俗○曰○五月俗稱○惡月○

というのを、たゞ

五月俗稱○惡月○

とするが如きがそれである。秘笈本がもし明人の輯錄であるとするならば、(1)何を根據として、董勛問禮俗の文を荊楚歲時記の一部と判断することができたか、(2)何を根據として、荊楚歲時記に董勛問禮俗の書名が削られていることを知りえたか

という一つの疑問が起らざるをえない。いま、明代輯本說を撤回して、荊楚歲時記には初めから「董助問禮俗」という書名がない、秘笈本はその形式をそのまま傳えたのだと考へれば、問題は全然起らないであろう。

(4) 次に秘笈本には明人が殆んど見ることができなかつたと思われる書物の文と合致する部分がある。たとえば十二月八日の條の本文に

其日並以豚酒祭竈神

という文があるが、これと同じ文は玉燭寶典卷一一以外には見當らない。また同じ條の注に、漢の宣帝のとき陰子方が竈神を祭つて福をえたといふ話をのせ

家有_ニ黃犬_一因以祭_ニ之_一謂爲_ニ黃羊陰氏_一世蒙_ニ其福_一

とあるが、これは寶典同條の

荊楚記云、以_ニ黃犬_一祭_ニ之_一謂_ニ之黃羊陰氏_一世蒙_ニ其福_一古今注狗

という文、および本朝月令⁽⁵⁾・年中行事秘抄⁽⁶⁾六月大祓事に引くところの荊楚記の文とほど合致する。

しかし(4)のところでもべたように、玉燭寶典は明代には國史經籍志と世善堂藏書目錄⁽⁸⁾に著錄されているだけであり、ことに國史經籍志は現存していない書物でも、古書目より採つて著録した本であるから、信用に價せず(寶典を十二卷の完本としていることもすでにおかしい)、結局のところ寶典は流傳の極めて少い本であつたことが考へられる。したがつて明人がこの書を利用して秘笈本の轉抄を行つたことは考へにくいし、また利用したにしては秘笈本が寶典所掲の荊楚記の他の佚文を幾條か見落しているのも不可思議である。

また明人が、本朝月令や年中行事秘抄のような日本の文献までさつて佚文をあつめたとはまづ考へられない。したがつ

て前掲秘笈本の竜神や黃犬の記事は古くから傳えられた文とみるべきである。

(iv) 最後に、秘笈本が類書の佚文の寄せ集めであるとしたならば、それが佚文を多く擧げもらしていることが却つて理解できぬ。それも類書の思いもよらぬところに書かれている記事なら見落すこともあるだろうが、たとえば正月七日の鬼車鳥に關する御覽卷一九時序部春の條など、いやでも見落せる史料ではないと思う。また十月一日の小春の記事は、強いて出典を求めれば事林廣記甲集卷三であろうが、それを見たほどの人であれば、小春の記事に直ちに續けて液雨の記事が書かれているのを見落す筈がないのである。

以上八つの理由から、私は秘笈本が、決して明人の輯抄本ではなく、おそらくは宋代ごろに存在した舊本の一形式を不完全ながら傳えたものであると結論したい。しかしながら私はこの際、私の主張する秘笈本系統舊本説に對して次のような反對意見が出るであらうことを予想しないわけにゆかない。それは「なるほど秘笈本には現在の類書などではつきとめられない文章や書名があるが、もし今日永樂大典が残つていたらその中に出所がつきとめられるのではないか。いいかえれば、明代の人は現存の類書の外に永樂大典を利用して輯本を作りえたのではないか」という意見である。

この考えは、一見私の説を脅かすに足るものである。しかし私は秘笈本系統の荊楚歲時記が、永樂大典のできる以前から存在していたと推定しているので、この點からも自説を撤回することができない。その點を明らかにするためには、私は陶宗儀の説郛¹⁰に收められている荊楚歲時記と秘笈本とを比較してみる必要があると思う。陶宗儀の説郛に掲げられている荊楚歲時記の文は爆竹・數子散・紫姑・施鈎・禊祓・逐除^{(七夕)の誤}・逐除・竜神の八條にしかすぎない。しかし、これを秘笈本の當該箇所と比較してみると、

(+) 配列の順序が一致し、

(三) 特に「禊祓」の條の諸文献の引用の順序など、漢魏叢書本とは全く異り、秘笈本と全く合致し、(四) 「敷于散」の條において、天醫方序の却鬼丸の由來を傳える話を引いている點など秘笈本と同じく細部の字句の異同はあるものの大體同一の系統であることが知られる。⁽¹⁾ 説郛は元來諸書を節錄したものであるから、概していえば秘笈本に見えていることが説郛に缺けている場合が多いけれども、時にはその反対のこともある。たとえば敷于散の條の

敷于散卽胡治方許出散、並有藥斤兩種類

の十七字は説郛の方にあつて、秘笈本に缺けている。また禊祓の條の説郛の方が

傳長虞神泉文

と記しているのは、秘笈本に「傳長虞禊。飲文」とあるのよりすぐれているようである。私は陶宗儀説郛本と秘笈本とが共に由つて出でたところの書をもつてβ本と考えるが、それはおそらく現行の秘笈本より善本であつたろうと思う。ではこのβ本より派生した陶宗儀説郛本はいつ出来たのか。渡邊幸三氏は「説郛考」の中で陶宗儀の説郛の編纂年代を明太祖洪武三年(一三七〇)以前と推定し、かつその所收本は、みな陶宗儀の當時に傳本の存していたものについて節錄編纂したものであるといふ結論を出された。氏の説を借りれば、洪武三年(一三七〇)以前において秘笈本と同一系統の荊楚歲時記の傳本(β本)が存在していたことは疑いないようである。⁽²⁾ したがつてその書が永樂以後の編纂物である永樂大典と無關係であることはいうまでもなく、したがつて永樂大典の散佚の事實は、私の説を少しもゆるがすものとはならないのである。

荊楚歲時記が南宋末に散佚したという確證がなく、反対に、明代の極めて初期に相當すぐれた傳本が存在したことが立證される以上、私が寶顏堂秘笈系統本を以て宋代以來の一傳本と見立てることはさして無理ではあるまいと思う。

註

秘笈本の不完全な點については後章にのべる。

2 荊楚歲時記が宋代にいくつもの系統に分れていたであろうことは、御覽・歲時廣記・紺珠集・類說所收本等が、同一事項についても互いに相異していることから察せられる。

3 紺珠集記については四庫提要卷一「八子部雜家類二」、靖康紺珠集記十卷の條参照。

4 これらの文の紹介は別稿資料篇にゆづる。

5 本朝月令のことは第三章註8参照。

6 年中行事秘抄。坂本博士はこの書を鎌倉時代の作と見られるといつておられる（前掲論文二四八頁）。

7 國史經籍志六卷。明雋竑（嘉慶八年八十）編。長澤氏はこの書の缺點につき「本書著錄の多しと雖も、存佚に論なく、考證を加えず、舊目著錄の書名を擧げたれば、頗る蕪雜なり」と評しておられる（前掲書三七頁）。

8 世善堂藏書目錄二卷。明陳第編。陳第は連江（福建）の人、萬曆中の武臣、四五年（九九）、七十七歳で歿した。天下をめぐり、書肆より古書を購い、諸家の舊籍を鉤し、藏書頗る多かつた。（長澤氏前掲書一六三頁）。

9 永樂大典については詳説を避けるが、明の成祖永樂帝が、解晉・姚廣孝等に編纂を命じたのは永樂元年（〇三）であり、その書の成つたのは永樂五年（〇八）である。

10 陶宗儀說郛の原本は現存しないが、もと京師圖書館主事であつた海寧の人張宗祥氏は民國八年から十一年にかけて（一九一九—一九二一）、明抄本六種を校訂し、民國十六年（二九）、上海商務印書館より百巻本を印行した。この張氏校訂本には、陶宗儀の舊に違うところも少くないが、大體において信據するに足りるものであることは渡邊氏の詳説されたところである（渡邊氏「說郛考」第二章「張宗祥の說郛校訂」二二四—二三一页）。なお荊楚歲時記は張氏說郛卷三五に收録されている。

11 和田氏も陶宗儀說郛本が、陶珽說郛本系より實錄堂本系に近いことを認めておられる（前掲文四二〇頁）。

11

和田氏は「陶宗儀本に有つて寶顏堂本系に缺けてゐる内容もあるから、寶顏堂本系の節錄が陶宗儀說郛本であるのでもない。其の内容から見て、陶宗儀說郛本はもつと善本に據つた節錄であらう」と言われた（同上）。私もこの考えに同感であり、陶宗儀の據つたであらう當時の善い傳本をかりに³本と名づけるのである。

渡邊氏は前掲論文第一章「陶宗儀の說郛」（二一九—二二四）において、ペリオ博士の洪武七・八年說（Pelletier, Quelques remarques sur le Chouo fou, T. P. XXIII (1924)）を斥け、洪武三年以前說を立てられた。

九、現行本明代輯抄本說の批判

以上、私は秘笈本が宋代以來の傳本の一系統であることを主張するのに急であつて、從來の明代輯抄本說に對する正面からの批判を行う暇がなかつたから、次にはその點についてのべてみたいと思う。前述の如く、明代輯本說のうち、その積極的理由を掲げてゐるのは余嘉錫氏⁽¹⁾であるから、まげ氏の說の一々について検討してみよう。

(+) 余氏は現行本が輯本であるといふ第一の理由として、現行本の中で注と本文との混淆が甚しいことをあげてゐる。すなわち玉燭寶典の中に見える宗懷書の文（荊楚記）が、三條も現行本の注の部分に入つてゐるといふのである。すなわち寶典卷五の

荊楚記云、民並斬新竹筍、爲筒稷、棟葉挿頭、纏五絲縷投江中、以爲辟水厄、士女或取棟葉挿頭、五絲繩縛臂、謂爲長命縷

というが、秘笈本では

夏至節日食稷

周處謂爲角黍、人竝以新竹爲筒稷、練葉挿五絲繩臂、謂爲長命縷。

となつてあり、また寶典卷二二の

荊楚記云、俗云此戲令人生離、有物忌之家、廢不脩也
といふのが、秘笈本では

歲前又藏彊之戲、始於鈎弋夫人

按漢武故事……俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢不修

となつており、また寶典卷二二の

荊楚記以黃犬祭之、謂之黃羊陰氏、世蒙其福

といふのが、秘笈本では

其日以豚酒、祀竈神

按禮器器云……漢宣帝時陰子方者、至孝有仁恩、嘗臘日辰炊、而竈神形見、子方再拜受慶、家有黃犬、因以祭之、
謂爲黃羊陰氏、世蒙其福、俗人所競尚以此故也

となつてゐるといふのである。

しかしこれに對して私は次の二點から余氏の説に反対したい。

①余氏は現行本における一段上げのところを宗懶の本文とし、一段下げのところを杜注であるかのように言つてゐるが、
その點に疑問がある。余氏は後人が作った輯本だから、本文も注も混淆させてしまつたといふが、私にいわせれば、輯本を
作るほどの人が、本文と注とを混淆させると考へることの方が不自然だと思う。私の考へでは、現行本の一段上げと一段下げ
との別は、かならずしも本文と注の別を示すものではなく、一段上げは、新しい項目の書き始めを示すにすぎないと思う

(「資料的研究」)。したがつて、一段下げるところに宗憲書が含まれていようと一向不思議ではないと思う。

(2) 次に余氏の舉例中、黃犬を以て竜神を祭る記事は、寶典や本朝月令を見ない限り、轉抄することは困難な文であることは前に述べた通りであるから、この文をあけて本文と注の混淆を論することは意味をなさないのであるまい。

(3) 次に余氏は、現行本に脱漏の多いことを以て、轉抄本説を裏づけようとしているが、私として、脱漏の多いことを認めることは吝かではないが、唐宋以來、幾度か手寫を重ねたと思われるこの書に、脱漏・讒入・變形等のあつたることは想像に難くないのであり、そのことから余氏の結論に走るのは無理であると思う。ことに前章でも述べたように、苟くも轉抄本を作らうという程の人であるならば、見落す筈のない御覽時序部の記事が抜けていたり、また類書の文の一部を引いて、同じところに續けて書かれている文を佚するような不合理を冒す筈はあるまいと私は思う。要するに余氏のあげられた程度の現行本の不合理は、本書の傳寫中に生じた脱漏・讒入・改變等として解せられることはなく、私が前章にあげた、秘笈本古傳本説の八つの根據を搖がすにはいたらないものと思う。

現行本轉抄本説を正面からとり上げたのは余氏一人といつてよいが、次には新美寛氏が、玉燭寶典についての研究に關連して、現行本荊楚歲時記轉抄本説を開陳しておられるので、その根據を検討してみたい。氏はその論文「玉燭寶典について」の中で、玉燭寶典の最初の利用者が誰であるかを論ずるに當つて、「ここに一言辯じておかねばならぬことは、梁の宗憲の荊楚歲時記の注が杜台卿の姪杜公瞻の撰と謂はれ、そしてこれに玉燭寶典三條が引用されてゐる爲に、玉燭寶典の利用者は杜公瞻を以て最初とすべきではないかという疑ひについてである。これについては現在見る荊楚歲時記並びにその注、それは說郛系(漢魏本)のものについても寶顏堂系(秘笈本)のものについても同様であるが、實は初學記・太平御覽からの轉抄本であることは歴然たるものがあつて、特に玉燭寶典を利用している部分は初學記と一字一句同じいし、そしてその部分はむ

しら初學記が玉燭寶典を節錄したものとするのが自然であるから、よし杜公瞻に注があつたとしても玉燭寶典に關する限り、最初の利用者として彼を擧げることは、これだけではまだ保留しなければならないかと思ふ（マルは）といわれた。

新美氏は荊楚歲時記を正面から研究對象とされたわけではないが、その轉抄本說の根據として現行本所引の玉燭寶典の斷章が、寶典の原文より、初學記に近いことを指摘されたのは一見したしかに強い説得力をもつてゐる。しかし、それにも拘らず私は依然として秘笈本宋本系統說を撤回するわけにゆかない。その理由を説明するには、一應初學記卷四歲時部下の中の、玉燭寶典の引用のされかたを具體的に紹介せねばならぬ。

○月晦第四事叙荊楚歲時記曰元日至于月晦並爲醸聚飲食注士女汎舟或臨水宴樂玉燭寶典曰元日至月晦人並爲醸食度水士女悉湔裳醉酒於水湄以爲厄今世人唯晦日臨河解除婦人或湔裙○寒食第五事叙荊楚歲時記曰去冬節一百五日卽有疾風甚雨謂之寒食注禁火三日略造餚大麥粥陸翹鄴中記曰：（中略）玉燭寶典曰孫楚子推文闘雞鍛雞子闘雞子玉燭寶典曰此節城市尤多闘雞卵之戲左傳有季郈闘雞其來遠矣古之豪家食稀畫卵今代猶染藍茜雜色仍加雕鏤遞云：（下略）相餉遺或置盤俎管子曰雕卵熟剗之所以發積藏散萬物張衡南都賦曰春卯夏省秋韭冬蕡便是補益滋味其闘卵則莫知所出董仲舒書云心如宿卵爲打毬注鞶略

さて右の文章を見てすぐ気がつくことは、月晦・寒食二條の書き出しが、共に「荊楚歲時記曰」で始まつていてことである。そのことから私は、初學記のこの二條は、本文も注もそつくりそのままこれを杜公瞻注釋本の荊楚歲時記から轉寫したのであろうと考える。そうだとすればここに見える玉燭寶典の二文は杜公瞻書からの孫引きであり、寶典の原文と多少の相異があつても必ずしも不自然ではないと思う。

註

1 前掲四庫提要辨證。

2 前章に掲げた内の點。

3 同じく(の)點。

4 東方學報京都一三ノ三。

十、秘笈系統本荊楚歲時記の不完全な點について

寶顏堂秘笈本・陶宗儀說郛本およびその藍本たる日本本が、宋代ごろからの一傳本であるというのが、私の大膽な提唱であるが、しかし一面私は、それが極めて不完全なものであること、また後人の加筆・改筆が加わっているものであることを認めるに吝かではない。荊楚歲時記の原型が宋代においてすでに崩れ、幾つかの系統を生じていたことは現存する類書の中の文章を相互に比較してみるとことによつて想像がつく。このような變改は時代を下れば一層甚しくなつたであろう。いまその變改の著しい點を列舉してみよう。

(+) 脱漏が多いこと。この點は余嘉錫氏の指摘された通りであるから、ここには贅言しない(脱漏した文章は別稿「荊楚歲時記の資料的研究」において極力これを復元する)。

(+) 衍文のこと。秘笈本正月晦日送窮の條に、唐の李邕の撰に係る金谷園記⁽¹⁾の記事を掲げ、また立春綵燕の條に宋人鄭毅夫の詩を掲げている點などである。これらは余氏や和田氏によつてすでに指摘せられたところであるが、私はこのような非常識な加筆が行われたのは元代ではなかつたかと思う。

いつたい荊楚歲時記の宋代ごろの形がどんなであつたかは、御覽・歲時廣記を初めこれを徵すべき手がかりが相當に存するが、元代ごろの形を知る手がかりは容易に求められない。私の知る限りでは群書通要⁽²⁾および群書類編故事⁽³⁾の二つの類書の中に抄錄された荊楚歲時記の断片を通じて元代の傳本の全貌を想像するのがせいぜいである。しかし、その断片を通じてみ

た範囲でも、荊楚歲時記が元人の妄筆を加えられたらしいことが想像される。

たとえば群書通要卷六節序門上已類をみると、

(樂遊宴) 樂遊園、漢宣所立、唐太平公主置_レ亭遊賞其地、每_ニ上巳、士女遊戲、就_レ此祓禊荊楚歲時記

とある。荊楚歲時記の中に唐のことが書かれる筈はないにも拘らず、元代にこのような記事があつたとすれば、本書の成立年代や成立事情に關する知識が一般に薄れたことが想像される。同様に群書類編故事卷二時令類飲屠蘇酒の條をみると、

唐人孫思邈有_ニ道術、除夕遺_ニ閭里藥囊、浸_ニ井中、元旦取_ニ水置_レ酒、名_ニ屠蘇酒、闔_ニ家飲_レ之、不_レ染_ニ瘟疫、飲必自_レ幼、云少者得_レ歲、故先飲、老者失_レ歲、故後飲荊楚歲時記、屠蘇酒思邈庵名

という記事があり、これ亦、唐人孫思邈を荊楚歲時記に結びつけるような不合理を冒している。私は秘笈本に現在なお存する衍文の多くは、このころに衍入されてしまったものと思うのである。

（）後人の意改があること。癸辛雜識前集卷二八乘槎の條、歲時廣記卷二七得機石の條・御覽卷五一地部石の條を見ると、張騫が河源を尋ねて牽牛織女を見た話が、當時の荊楚歲時記の中に書かれていたことがわかる。しかし、張騫の傳に徴しても、そんなことは書かれてないので、癸辛雜識の著者周密も、歲時廣記の著者陳元觀も、これを宗懷の捏造とし、宗懷が何に據つたか知れないとのべている。

轉じて現行秘笈本を見ると、そこには同じような話を掲げてはいるが、「近世有人」と書いて、張騫の名は全然出でおらない。そしてその記事は大體張華の博物志を轉載している。思うにこれは宋代以後の相當の識者が、宋人の論を讀んで、張騫の天河旅行の話に疑念をいだき、ことさらに張騫の話を削つて、意を以て博物志の記事をそこに代入したと見るべきであらう。

(4) 不注意な傳寫の誤まりのあること。かつて余嘉錫氏は、現行本九月九日の條の注に

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改……下略…

とあるのを見て、荊楚歲時記注の撰者杜公瞻が自分で「杜公瞻を按するに」という筈はないという理由から杜公瞻が注を書いたことに疑惑をいだいた。しかしこれに對して和田氏は、これを、「後人が『杜公瞻云』も注だけ取り出して記されてあつた書（例へば・歲時廣記卷三の如き）から轉めて今本が作られた際などに削られる筈の四字が其の儘誤つて残つたのであると思ふ」と解釋された。これは甚だ明快な論であつて、私は大いに推服したのであるが、いま現行秘笈本の輯本説を否定する立場を自分がとつてみると、和田氏のこの説は私にとつて大變な障害になつてしまふ。そこで、しさか頑迷に自説を擁護するきらいがないでもないが、私なりにこの條について解釋を下すとすると次の通りである。

(1) 和田氏は「按杜公瞻云」の文字は、明代ごろの輯本をつくる人が、歲時廣記又は御覽のようなものから引用するときに、削るべきものを削り残したと解釋されるが、もともと輯本を作ろうとするほどの人が、これほど非常識な誤まりを冒すとは容易に考えにくい。

(2) 和田氏は確言されてないが、私はもし明人が、この條を何かから引いたとすれば、その出典はやはり歲時廣記卷三四か御覽卷三三であるとみるのが穩當であろうと思う。そ�だとすると、御覽や廣記のことを引いた人が、どうして同じ書の他の部分を多く逸しているかが、腑に落ちないのである。

(3) そこで私はむしろ、こう考えてはどうかと思う。「杜公瞻云」の文字は少くとも宋代ごろのテキストにはなかつた。ところが後世この書を讀んだ人が、御覽又は廣記を參照して、この部分が杜公瞻の文であることを知り、特にテキストの欄外又は行間に「杜公瞻云」と注記しておいた。それを後人が傳寫するに當つて誤まつて本文の中に編入してしまつたのではある

まいか。

しかし人は或いは私がとかく傳寫の誤まりという點をふりまわしそぎるというかも知れない。その非難をふせぐために、私はこの條のすぐそばにいま一つの誤寫があることを指摘してみよう。それは秘笈本の、

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改

のマルの部分である。隋人杜公瞻が南朝の、それも宋までを限つて議論を立てるることは不可解なことで、和田氏が至宋の宋を南朝の宋を指すのではないと考えられたのは正しい。それにしても、荊楚歲時記に「至^{ルマテ}宋」とあるのは理窟に合わぬことである。そこで和田氏は、「恐らく宋代の書に此の部分が引用された時に、原の『自漢以來』を意を以て『自漢至宋』と改めて了つたために起つた誤であらう」と考えられた。非常な苦心の解釋ではあるが、氏の高説にも多少の無理がある。第一に宋代にはまだ荊楚歲時記の自序までも存した筈であり、原著や注の成立についても相當詳しい知識がひろがつていた筈である。その時代に、宋人が「自漢以來」を「自漢至宋」という風に意を以て變改したとは一寸考へにくい。第二に事實宋代の類書その他に「自漢至宋」と書き改めている例を發見することもできない。第三に、もし宋人が意を以て「至宋」というようなことを書くとしたら、そのような實例が、他の場所にも出てくる筈ではないか。

こう考えてくると、私は宋代に「自漢以來」を「自漢至宋」と變改することはなかつたと考えたい。これはむしろ荊楚歲時記の成立年代や撰者についての知識に暗い元代の人か、あるいは元人でなくとものうちにこの書を筆寫した人が、舊來の傳本を書寫するときに、おそらくは字形の相似から「以來」を「至宋」と誤記したものと考えるべきであろうと思う。

(四) 最後に、これは不完全な點といふ言葉で表現してよいかどうかはわからないが、秘笈本の一字下げる部分において、杜公瞻書における主文の部と、杜公瞻の注釋の部分とが混在していることは遺憾である。それも御覽に對應する記事があれば、

御覽の大字・小字の別を以て、兩者のぶるい分けをすることも不可能ではないが、御覽に對應する記事のない場合には、原則として兩者の區別をすることは容易でないものである。

現行秘笈本を讀む際には、この書に以上のような弱點のあることを前以て心得ておかねばならないであろう。

註

- 1 金谷園記一巻。唐の李邕（六七〇頃）撰。この書の解説と佚文の紹介は他日發表すべき「唐代歲時記の研究」（假稱）にゆづりたい。
- 2 群書通要七十三巻。阮元撰。四庫未收書目提要卷三に著錄されている。提要によると、この書は撰者の姓氏を著わきず、藏書家も著錄しない。元の至正（順帝二年）の間の重刊本により影寫したもので、前に大德己亥（元成宗）の王淵濟の序があり、「蒙翁因熙齋子君、輯むる所の本、旁搜博采、増して數十巻に至る、凡そ詩家の一字一意、悉く羅して之を致す、初本に視ぶれば、殆んど將に十倍ならんとす、其の子彌高壽に命じて梓せしむ云々」と稱している。しかし蒙翁因熙齋とは誰のことかわからない（下略）と説明されている。要するに撰者不詳ながら、元代の一類書であることは疑いない。
- 3 なお群書通要是選印宛委別藏（清 阮元進呈、民國二四年商務印書館景印）に收められている。
- 4 群書類編故事二十四巻。未收書目提要卷四に著錄されている。元の王贊撰。この人の名は寧波府志に見え、明初に廣東肇慶太守となつたというが、事迹は不明である。この書は明志や藏書家の著錄しないところであるが、提要著錄本は、明の莫雲卿家藏の元刻に從つて影寫したのである。この書も類書中の一格であるといふ。
- 5 群書類編故事も選印宛委別藏に收められている。
- 6 和田氏前掲文四〇九頁。
- 7 同右同頁。

十一、むすび

以上が先人の荊楚歳時記研究に對する批判であり、私自身のかつてのしがとに對する反省の結果である。ここで本稿の要旨を取纏めてみれば次の通りである。

(+) 梁人宗懷(六世紀初頃—五)が書いた荊楚地方の歳時風俗の書は、その原名を「荊楚記」とい、初めから「荊楚歳時記」と呼ばれたのではないかつた。

(+) 「荊楚記」は、荊楚の風俗を描寫すると共に、かなり多くの關係文献をも掲載した詳しいものであつたらしい。

(+) ところが、隋の杜公瞻は、大業(六一六—五)頃、「荊楚記」を改變増補して、一種の注釋書をつくつた。そして杜公瞻は宗懷書の自序に「錄荊楚歲時」とあるのにちなんて、自著に題するに「荊楚歳時記」の名を以てしたらしい。

(+) 杜公瞻は、宗懷書にない項目を増置し、時には新しい見出しを設け、また宗懷書であきたらぬところに改筆を加えた。またおそらくは小字割注の形で注を記し、特に中國南北風俗の差異を明かにした。この形式は御覽の佚文の中における大字・小字の別に微せられる。杜注本はかくて中國古來の歳時記録のエンサイクロペディアの觀を呈した。

(+) 杜公瞻は、有名な玉燭寶典の撰者たる杜台卿の猶子(甥)である。したがつて歳時記の編纂も、この寶典の影響を強く受けたにちがいない。それと共に隋の南北統一という事實が、當時の中國の知識人たちにとつて中國古今の、中國全土の文化に對する省察の契機となつたであらうことも想像されるところである。

(+) 杜公瞻の「荊楚歲時記」が盛んに行なわれるようになるにつれて、遂には宗懷の「荊楚記」までもが「荊楚歳時記」の名でよばれるにいたつた。そして時代が下るにつれて、「荊楚記」とは「荊楚歳時記」の略稱であると考えられるようにな

なつてしまつた。

(四) 宗懷書は、八世紀中葉以前に日本に傳來していた痕跡がある。九世紀末の「日本國見在書目錄」には、雜傳家部に「荊楚時記一卷」總集家部に「荊楚時序」^マと記している。私はこの二書をそれぞれ宗懷書・杜公瞻書と推定する和田氏の説を一應支持するが、たゞその際、日本國見在書目錄が、前者を雜傳家に入れているのは雜家へ入れるべきところを誤まつたのではないかと考え、また杜公瞻「荊楚時記一卷」をどうして「荊楚時序」^マと記したかについては、疑問を留めておきたいと思う。

(五) 唐代には宗懷書は、杜公瞻書と並び行なわれたが、宋代になると希覲の書となり、おそらくは宋元の交に散佚したと思われる。

(六) 和田氏は荊楚時記（この場合、杜公瞻書を指すものと思われる）が、南宋末に散佚したといわれるが、その説には從いがたい。

(七) 現行本荊楚時記には寶顏堂秘笈本と漢魏叢書本の二系統がある。通説では兩書共に明代に類書等の佚文を輯録したものがいわれるが、その論據は薄弱である。

(八) 寶顏堂系統本を分析すると、その中には類書等に出典の見出されない文章や書名があり、むしろ宋代からの一傳本と推定される。

(九) この本は陶宗儀説郛摘錄本と同一系統であるが、兩書の藍本たる假稱日本が、洪武三年以前の傳本であることからも、右の説は強められる。

(十) この日本は、いづれかの時代に（^{は明時代か}）何人かによつて、唐宋の類書と對校修正を加えられた。かくして出來たのが

假稱 α 本であるが、明末の陶珽説郛本は α 本の中からさらに三十六條を摘錄したのである。

(古) 流傳の系統を圖解すれば左の通りである。

宋本一系統

β 本

明陶宗儀編
(洪武三年 1370 以前)

轉寫本

明陳繼儒編
寶顏堂廣秘笈本
(廣祕笈には明萬曆乙卯四三年 1615 沈德先の叙あり)

α 本

明陶珽編
説郛摘錄本
(明、萬曆三十一年 1603 以前)

漢魏叢書本
(明天啓・崇禎 1621-1644 年)

類書佚文

清王謨編
漢魏叢書本
(清、乾隆五九年 1791)

(古)

荊楚歲時記はすでに宋代においていくつかの異本があつたことが想像されるが、その一系統である β 本（現實には更にその轉寫本たる秘笈本しかみられない）も、すでに宋代において脱文・誤字・注と本文の混淆があつたであろう。そして下つて元代にはなお脱漏もしくは改讞が加わつたと思われるから、これを讀む場合には、類書その他の佚文と厳密に校合する必要である。

前著刊行以來兩三年、私が荊楚歲時記の書誌學と取組んで得た結論は右の通りである。私自身の魯鈍に加えて、史料の不足と、中國古文献の記載法そのものの不精確とともに災されたために、論理の飛躍や獨斷のところも少くなかつたと思う。先學の御叱正によつて我執をときほじしができればこの上なら幸いである。

最後に一言する。私は本文中、何かにつけて和田氏の論文を引合いに出した。それは氏の論文が、これまで一否、今後も

「荊楚歲時記研究の最高水準を示すものであり、氏の説と對比させて論ずる方が、自説の重點をはつきりさせることができると考えたからである。しかし、十年余も前の論文を一々引用されることは、氏にとつて定めて御迷惑であつたろうと思う。たゞ私の目的は、氏が舊稿の末尾に、「先づリゴリズムを以て、根柢を作ることから始めなければならない」と説かれたことを、そのまゝに實行することであつた。そしてそれ故に氏が私の非禮を快くお許し下さるものと信じて疑わないものである」（「一九五三・八・二五脱稿）。

〔補記〕 餘白を利用して二つのことを附言する。

(一) 日本国見在書目錄總集家部の「荊楚歲時序」を、荊楚歲時記と無關係の書物とみる立場もありうる。現在の私は、これを敢えて杜公瞻注釋書に結ぶよりは、その方が穩當なようにも思つてゐる。いづれにせよ資料不足で斷案は下せない。

(二) 木村英一教授から最近賜わつた御教示によると、明代の學者は、元代の書物散亡のあとを承け、自ら地方の藏書家を尋ねて珍藏の秘書を書寫した。そしてその書寫は、適宜の抜書きが多かつたという。私は、秘笈本が宋代の一系統であるにしては、脱文が多過ぎることを不思議と思つていたが、明人の書寫のしかたがそのようであつたことを考量すれば、私のいだいている疑問もとけるように思う（「一九五四・六・一一」）。

〔追記〕 この論文は昭和二七・八兩年度文部省科學研究費交付による研究「中國古歲時記の復元並びにその研究」の報告の一部である。

脇稿に當り私は、前者に對する御批正を賜わつた入矢義高・山本徳太郎・坂本太郎・長沼弘毅諸氏、尊經閣本玉燭寶典の入手に非常な便宜をお與え下さつた三上次男、今井吉之助兩氏、研究資料について御骨折下さつた栗原朋信・大西寛・鈴木重三・米山寅太郎・木全徳雄諸氏に心から感謝の意を表する。

（大阪大學助教授）